

京都市監査委員告示第1号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成29年6月5日

京都市監査委員 津田大三  
同 中野洋一  
同 鶴谷隆  
同 光田周史

1 氏名及び住所

氏名	住所
市木雅之	滋賀県草津市東矢倉3-33-44-5
小林由香	京都市中京区高倉通御池上る柊町575番地
中川秀夫	京都市伏見区日野北川類2番地15
八田朋敬	京都市上京区東天秤町136いずみハイツ302
松岡保彦	京都府亀岡市篠町見晴六丁目10番6号

2 事務を補助できる期間

平成29年6月5日から平成30年3月31日まで

(監査事務局)